施策体系シート(行政経営Bシート)

| 作成者 | 組織 | 廃棄物対策課 | 職 | 次長兼課長 | 氏名 | 横江 斉 |
|-----|----|--------|---|-------|----|-------|
| 評価者 | 組織 | 廃棄物対策課 | 職 | 課長 | 氏名 | 蔵本 和夫 |

| | 施策の目標 | 成果指標 | 単位 | 目標値 | 現状値 | | 評価 |
|-----|----------|------------------|------|---------|-------|-------|-------|
| | が医外でクロが | 从不证证 | 4-12 | (年度) | (年度) | (年度) | ят іщ |
| 施策1 | 循環型社会の形成 | 一般廃棄物及び産業廃棄物最終処分 | エい | 198 | 273 | 326 | D |
| 旭東1 | 個界空性云の形成 | 量 | 112 | H22(※1) | (H21) | (H22) | D |

| | 施策の | 目標達成に向けて重点的に取り組むべき課 | 題 | | | | 課題に対する主 | こな取り組み | | | 評 | 価 |
|----|--|---------------------|-------|--------------------------|---------------|---------------|---------------------|--------------|--------|--------|------------|------------|
| 施策 | 無質 | 課題 成果指標 | 単位 | 目標値 現状 | | 犬値 | 事務事業 | 対象 予算 | | 決算 | 事業の 有効性 | 今後の 方向性 |
| | | | 4-12- | (年度) | (年度) | (年度) | 平切 平米 | V139K | (千円) | (千円) | 有効性 | 方向性 |
| | 課題1 廃棄物等の排出抑制、分別排出の推 進 | | 千トン | 134 H22(※ 1) | 208 (H21) | 263 (H22) | 廃棄物減量化アドバイザー派遣事業費 | 事業者 | 1,523 | 2,487 | В | 継続 |
| | 課題2 循環資源の再使用、再生利用・熱回 収 | 一般廃棄物リサイクル率 | % | 23.4 H22(※ 1) | 15.4 (H21) | 15.3 (H22) | 石川県エコ・リサイクル製品認定事業費 | 事業者·県民 | 640 | 555 | В | 継続 |
| | 課題3 適正な処分及び不適正処理の防止 | 不適正処理指導件数 | 件 | 150 H22(※ 2) | 117 (H22) | 113 (H23) | 1 廃棄物適正処理対策事業費 | 産廃事業者等 | 14,425 | 13,838 | А | 継続 |
| | | | | | | | 2 不法投棄等不適正処理防止対策事業費 | 産廃事業者等、排出事業者 | 504 | 405 | А | 継続 |
| | A SOUNDER OF THE PROPERTY OF T | | | | | | 3 産業廃棄物処理施設整備資金費 | 産廃処理業者 | 431 | 15 | С | 継続 |

(※1)H23以降も目標達成に向け努力 (※2)H23以降もさらなる削減に向け努力

事務事業名 廃棄物減量化アドバイザー派遣事業

事業開始年度:

事業終了予定年度: H10

根拠法令

石川県環境総合計画 •計画等

織 廃棄物対策課 職・氏名 課長補佐 山田 肇 者 電話番号 076 -225 - 1471 内線 4252

事業の背景・目的

- 1. 県では、産業廃棄物の減量化や資源化を進め、平成22年度までに最終処分量(埋立処分)を平成9年度の半分 にする目標を設定している。(環境総合計画)
- 2. 全事業者数の1%に満たない「多量排出事業者(年間発生量千トン以上)」が及ぼす影響は大きく、総排出量 の75%、最終処分量の89%を占めている。
- 3. 現行制度では、「多量排出事業者」自らが減量化計画を策定し、県へ提出することとなっている。
- 4. この制度をより実効性あるものとするため、従来の講習会等の規制手法に加え、平成22年度から廃棄物減量化 フォローアップ事業を展開することで、多量排出事業者に対する個別具体的な指導の充実を図るとともに、より効 果的な産業廃棄物の減量化と最終処分量の削減対策を推進する。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」について、これまで毎年のように法改正が行われ、不適正処理対策を内容と する規制の強化が行われてきたが、巧妙かつ悪質な不適正処理は依然として後を絶たず、また、廃棄物処理に対する 不信感から廃棄物処理施設の立地が進まないといった悪循環が以前として根強く残っていること等から、平成9年以来 の大規模な法改正が平成22年5月19日に公布された。今回の大規模な法改正に対応するため、排出事業者、処理業 者等への周知等を行い、適正処理を推進する。

事業の概要

- (1)3Rアドバイザー派遣事業
 - ① アンケート調査

廃棄物減量化、適正処理の取組み調査

対象:多量排出事業者(約210社)

② 3Rアドバイザー派遣(6社)

現場診断による適正処理推進

廃棄物減量化・適正処理の先進的な取組事例に係る情報収集

③ 意見交換会の開催(1回)

事業者による先進的な取組事例を業界へ波及

- (2) 適正処理推進事業
 - ① 適正処理推進講習会の開催

実務担当者講習会(2回)、処理業者向け講習会(1回)

- ② 電子マニフェスト操作体験セミナーの開催(2会場:小松、金沢) 加入企業の拡大
- ③ 優良業者の育成講習会の開催

エコアクション21の認証取得の支援(石川県内の処理業者)(法改正に伴い対象が拡大)

- (3) 法改正内容の周知徹底 (H24以降は、半減して継続)
- 法改正パンフレットの作成
- ② 法改正に伴うふるさと環境条例施行規則改正パンフレットの作成
- ③ 法改正説明会の開催(県産業廃棄物協会委託) (南加賀、石川中央、能登中部、能登北部)
- (4) 産業廃棄物処理施設の定期検査の実施(H24以降も継続)

これまのでの見直し状況

平成19年度~21年度に電子マニフェスト普及促進事業を、平成20~21年度にアドバイザーの派遣、優良性評価基準 適合処理業者育成講習会を実施。

| | 施策・課題の状況 | | | | | | | | |
|---|-----------|--------------|---------|--------|--------|--------|--|--|--|
| 方 | 並策 | 循環型社会の | り形成 | | 評価 | В | | | |
| 記 | 果題 | シロント レイ・オ・イカ | 非出抑制、分别 | 別排出の推進 | | | | | |
| | 指標 | 産業廃棄物よ | 最終処分量 | | 単位 | 千トン | | | |
| | 目標値 | | | 現状値 | | | | | |
| | 平成22年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | | | |
| | 134 | 293 | 235 | 208 | 263 | (集計中) | | | |

目標値:平成23年度以降もさらなる削減に向け努力

| | 事業費 | | | | | | | | | | |
|--------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--|--|--|--|--|
| (単位:千円 | 円) | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | | | | | |
| 東業费 予 | 算 | 2,599 | 2,000 | 1,662 | 1,697 | 1,523 | | | | | |
| , 決 | 算 | 2,446 | 1,786 | 1,623 | 1,681 | 2,487 | | | | | |
| 一般 | 算 | 2,599 | 1,100 | 1,129 | 714 | 540 | | | | | |
| 財源決 | 算 | 2,446 | 886 | 1,090 | 698 | 464 | | | | | |
| 事業費累 | 計 | 2,446 | 4,232 | 5,855 | 7,536 | 10,023 | | | | | |

評価

左記の評価の理由 項目 評価

事業の有効性

(費用対効果 の観点も含 め、この事業が 課題解決に役 立ったか)

最終処分量の目標については、平成9年度の1/2 134千t ||以下としているが、平成9年度には267千tのうち、電力会社 の石炭灰は5千tにすぎなかったが、その後、太田2号機の稼 B 働・石炭の品質悪化により、灰分が増加し、H21で144千t、 H22で、198千tとなっている。

これを考慮すると、電力事業以外の廃棄物の最終処分量 については、平成9年度の1/4になっている。

今後の方向性

与のあり方等 少士 どのように取り 組むのか)

今後も、継続して産業廃棄物の減量に努める。 そのために、多量排出事業者へのアドバイザー派遣を含

また、適正処理推進のために、電子マニフェストの普及、適 を踏まえ、今後が元正処理講習会についても継続して行う必要がある。排出事 業者が優良事業者を選択できるよう、優良事業者制度につ いても周知を進め、同時に優良事業者を育成していく。

事務事業名 石川県エコ・リサイクル製品認定事業費

事業開始年度: 事業終了予定年度 H10

根拠法令 石川県環境総合計画 •計画等

織 廃棄物対策課 成 職·氏名 専門員 諸治 信行 者 電話番号 076 - 225 - 1471 内線 4246

事業の背景・目的

県内で発生する再生資源(廃棄物等)を利用し、県内で製造加工され、販売されているエコ・リサイク ル製品を「石川県エコ・リサイクル製品」として認定し、県内のエコ・リサイクル産業の育成とエコ・リサイク ル製品の利用促進を図る。

事業の概要

- 1 石川県エコ・リサイクル製品認定制度
 - ・・・ 「石川県エコ・リサイクル製品利用推進要綱」に基づく製品の認定
 - ・ 石川県エコ・リサイクル製品認定審査委員会の設置、開催(委員9人、年1回開催)
 - ・認定製品啓発パンフレットの作成、配布(1,000部) (配布先 県機関、市町、その他)
 - ・リサイクル製品利用促進啓発
- 2 フェア等に出展し「石川県エコ・リサイクル製品認定制度」のPRを行い、エコ・リサイクル製品の利用 促進と廃棄物の再資源化に関する啓発を行う。
 - ·石川県中小企業技術交流展出展 平成23年5月
 - ・認定企業による認定製品プレゼンテーションの開催 平成23年6月
 - ・その他の展示会 随時(いしかわ環境フェアなど)
 - ・県民エコステーション、石川北部RDFセンターの常設展示
 - ・ 各市町環境フェアでの展示
 - ・富山県、福井県の環境フェアに出展
- 3 認定製品数
 - 47企業102製品(平成24年4月1日現在)

これまでの見直し状況

- 平成17年5月に認定企業により連絡協議会を設置、PR等に参加。
- ・ 平成21年12月に環境負荷の低減等に関する項目を認定要件に加え、環境に優しい等の付加 価値を追加した。これに伴い、制度の名称も「石川県エコ・リサイクル認定制度」と変更した。

| ĺ | 施 | 策 | 循環型社会の |)形成 | | | 評価 | В | |
|---|---|--------|--------|--------|--------|-----|------|-------|----|
| ĺ | 課 | 題 | 循環資源の再 | 使用、再生利 | 川用・熱回収 | | | | |
| | | 指標 | 一般廃棄物リ | サイクル率 | | | 単位 | % | |
| ١ | | 目標値 | | | 現状値 | | | | |
| | | 平成22年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成2 | 2年度 | 平成23年 | F度 |
| | | 23.4 | 15.1 | 14.9 | 15.4 | | 15.3 | (集計中 | 尸) |

目標値:平成23年度以降もさらなる向上に向け努力

| | 事業費 | | | | | | | | | | |
|------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--|--|--|--|--|
| (単位: | :千円) | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | | | | | |
| 車業费 | 予算 | 950 | 947 | 851 | 676 | 640 | | | | | |
| 尹未貝 | 決算 | 950 | 527 | 766 | 614 | 555 | | | | | |
| 一般 | 予算 | 950 | 947 | 851 | 676 | 640 | | | | | |
| 財源 | 決算 | 950 | 527 | 766 | 614 | 555 | | | | | |
| 事業費 | 學累計 | 14,698 | 15,225 | 15,991 | 16,605 | 17,160 | | | | | |

項目 左記の評価の理由 評価

事業の有効性

(費用対効果 の観点も含 め、この事業が 課題解決に役 立ったか)

制度発足以来、認定製品はおおむね増加傾向であり、環 R 境フェア等での展示を通じてエコ・リサイクル製品の利用促 進及びエコ・リサイクル産業の育成に寄与してきた。

今後の方向性

どのように取り 組ま(のか)

21年度に石川県リサイクル認定製品の認定要件に、環境 (県民ニーズ、 グM/ 負荷の低減等に関する項目を加え、石川県エコ・リサイクル 緊急性、県関
・
が

松

一

認定製品に変更した。そのことにより、認定企業側の製品に 与のあり方等 ✓士 対する認識が高まり、エコ・リサイクル産業の育成及び製品 を踏まえ、今後「ルビの利用促進が具体的に図れることから、今後も継続して事業 を実施していく。

事務事業名 廃棄物滴正処理対策事業費

事業開始年度: | 事業終了予定年度 | H14根拠法令

石川県環境総合計画 •計画等

織 廃棄物対策課 職·氏名 課長補佐 山田 肇 者 電話番号 076 -225 - 1474 内線 4252

事業の背景・目的

県内4保健福祉センターに産業廃棄物に係る指導監視担当職員(産業廃棄物監視機動班)を配置 し、産業廃棄物の適正処理並びに県民の生活環境保全に資する。

事業の概要

1. 機動班の配置

| 設置場所 | 構成 | 人数 | 設置年度 |
|--|----------|-----|---------------|
| 南加賀保健福祉センター | 職員 | 1 名 | 平成14年度 |
| 1177 A M M M M M M M M M M M M M M M M M M | 嘱託(警察OB) | 1 名 | 1 ////111 / / |
| 石川中央保健福祉センター | 職員 | 1 名 | 平成15年度 |
| 4川下大体庭価位 ピング | 嘱託(警察OB) | 1 名 | 十八八15千尺 |
| 能登中部保健福祉センター | 職員 | 1 名 | 平成14年度 |
| 配登中部床庭佃位にクク | 嘱託(警察OB) | 1 名 | 十八八十八 |
| 能登北部保健福祉センター | 職員 | 1 名 | 平成16年度 |
| 比望礼司体健怕性ピングー | 嘱託(警察OB) | 1 名 | 十八八10十尺 |

2. 機動班の業務

 監視指導 産廃処理業者、排出事業者、野外焼却、不法投棄等の監視・指導

県民等からの野外焼却等の苦情に対する対応 ② 苦情対応

地元警察との会合、市町併任職員との連絡会、機動班会議の実施等 ③ その他

| | 施策・課題の状況 | | | | | | | | | |
|---|----------|--------|-----------|--------|--------|--------|--|--|--|--|
| 施 | 策 | 循環型社会0 |)形成 | | 評価 | В | | | | |
| 課 | 題 | 適正な処分及 | び不適正処 | 理の防止 | | | | | | |
| | 指標 | 不適正処理打 | 不適正処理指導件数 | | | | | | | |
| | 目標値 | | | 現状値 | | | | | | |
| | 平成22年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | | | | |
| | 150 | 180 | 168 | 179 | 117 | 113 | | | | |

目標値:平成23年度以降もさらなる減少に向け努力

| | 事業費 | | | | | | | | | | |
|---------|-----|--------|--------|---------|---------|---------|--|--|--|--|--|
| (単位:千円) | | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | | | | | |
| 事業費 | 予算 | 14,114 | 14,077 | 14,509 | 14,503 | 14,425 | | | | | |
| 争美賀 | 決算 | 14,135 | 14,012 | 14,350 | 14,472 | 13,838 | | | | | |
| 一般 | 予算 | 14,114 | 14,077 | 14,509 | 14,503 | 14,425 | | | | | |
| 財源 | 決算 | 14,135 | 14,012 | 14,350 | 14,472 | 13,838 | | | | | |
| 事業費 | 學累計 | 78,092 | 92,104 | 106,454 | 120,926 | 134,764 | | | | | |

項目 事業の有効性

評価

(費用対効果の の事業が課題解 決に役立った カュ)

平成14年度より、順次機動班を配置したことで、不法投棄 や不適正処理に対しての初動が速やかになり、警察との連 観点も含め、こ 人 携もスムーズになった。また、産業廃棄物処理業者等への立 入についても回数を増加させる事が可能(H22 2,014件、H23 2,411件)になり、不適正処理の防止効果も大きい。

左記の評価の理由

今後の方向性

え、今後どのよう に取り組むのか)

不法投棄・不適正保管等に対しては、県民の目も厳しく、 (県民ニーズ、緊が米 今後とも継続していく必要がある。

パロー また、野焼き等では速やかな現地確認が必要な場合も多く あり方等を踏ま がご 各保健福祉センターに機動班を配置することは重要と考え

事務事業名:不法投棄等不適正処理防止対策事業費

事業開始年度: 事業終了予定年度: H10

根拠法令 石川県環境総合計画 •計画等

織 廃棄物対策課 職·氏名 課長補佐 山田肇 者 電話番号 076 -225 - 1474 内線 4252

事業の背景・目的

不法投棄等の産業廃棄物の不適正処理を防止するため、①事業者に対する立入り指導、 ②「産業廃棄 物不法処理防止連絡協議会」及び「産業廃棄物不法処理防止地区連絡協議会」による合同パトロール、③ 排出事業者等を対象とした講習会 の実施等により、産業廃棄物の適正処理を推進する。

事業の概要

- 1 不法投棄防止ネットワーク
 - (1) 産業廃棄物不法処理防止連絡協議会の開催(年1回)
 - (2) 産業廃棄物不法処理防止連絡地区協議会の開催
 - (3) 市町職員の県職員への併任
 - (4) 不法投棄110番の設置

専用電話回線による県民からの情報収集及び保健福祉センター・市町との共同対応

- 2 不法投棄未然防止対策(教育・啓蒙)
- (1) 不法投棄防止研修会の開催廃棄物の適正処理について研修(年1回)
- (2) 県境産業廃棄物運搬車両路上検査(富山県境、福井県境で両県と共同実施)
- 3 不法投棄等不適正処理対策
- (1) 不法投棄等苦情処理
- ① 苦情に対しての市町・保健福祉センター共同での立入検査、指導
- ② 苦情施設からの汚染物質排出状況調査(排水・廃棄物の分析)
- (2) 合同パトロールの実施
- ① ヘリコプターによるスカイパトロール(年4回)
- ② ランドパトロール (年20回)
- ③ 県警、海上保安庁、消防防災へリのパイロット・搭乗員からの情報収集
- ④ 早朝. 休日パトロール(年8回)
- ⑤ 石川県・福井県合同監視パトロール(年2回) 越境監視パトロール(年4回)
- ⑥ 石川県・富山県合同監視パトロール(年2回)越境監視パトロール(年4回)
- (3) 弁護士報償費(5回分)
- (4) 企業調查委託費(5件分)
- (5) 不適正処理及び不法投棄現場の調査費現地試掘の重機借上費(1カ所)

これまでの見直し状況

・H19年度、併任職員立入検査業務交付金の廃止(制度は継続するが、交付金は少額補助のため廃止) ・H21年度、不法投棄連絡員補助金の廃止(少額補助のため廃止)

| 施 | 策 | 循環型社会の |)形成 | | 評価 | В |
|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 課 | 題 | 適正な処分及 | なび不適正処 | 理の防止 | | |
| | 指標 | 不適正処理技 | 旨導件数 | | 単位 | 件 |
| | 目標値 | | | 現状値 | | |
| | 平成22年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| | 150 | 180 | 166 | 179 | 117 | 113 |

目標値:平成23年度以降もさらなる減少に向け努力

| | 事業費 | | | | | | | | | |
|-----|------|--------|--------|--------|--------|--------|--|--|--|--|
| (単位 | :千円) | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | | | | |
| 車柴弗 | 予算 | 3,204 | 2,835 | 2,788 | 452 | 504 | | | | |
| 尹未其 | 決算 | 3,046 | 2,752 | 2,463 | 410 | 405 | | | | |
| 一般 | 予算 | 3,204 | 2,835 | 2,788 | 452 | 504 | | | | |
| 財源 | 決算 | 3,046 | 2,752 | 2,463 | 410 | 405 | | | | |
| 事業費 | 學累計 | 27,042 | 29,794 | 32,257 | 32,667 | 33,072 | | | | |

| 重業團: | 1 ラヤ | 0,201 | 2,000 | 2,100 | 102 | 001 | | |
|-------------|------|--------|----------|--------|--------|--------|--|--|
| 尹 未貝 | 決算 | 3,046 | 2,752 | 2,463 | 410 | 405 | | |
| 一般 | 予算 | 3,204 | 2,835 | 2,788 | 452 | 504 | | |
| 財源 | 決算 | 3,046 | 2,752 | 2,463 | 410 | 405 | | |
| 事業費累計 | | 27,042 | 29,794 | 32,257 | 32,667 | 33,072 | | |
| 評価 | | | | | | | | |
| 項目 評価 | | 評価 | 左記の評価の理由 | | | | | |

事業の有効性

(費用対効果

め、この事業が

課題解決に役

立ったか)

の観点も含

不適正処理の指導件数については、やや減少傾向にあ

関係機関との連携や情報交換、また隣県と共同での県境 パトロールや路上検査の実施による不法投棄や不適正処理 Aの早期発見等に役立っている。

また、市町職員を県併任職員にすることにより、産業廃棄 物に対する法的権限を与え、各市町における早期の対応を 可能とした。

今後の方向性

与のあり方等 く土 ていく必要がある。 どのように取り

組ま(のか)

県民の不法投棄や不適正処理に対する視線は厳しく、今 (県民ニーズ、 繁急性、県関
・ 後とも関係機関、隣県、市町と協力して不適正処理に対応し 緊急性、県関

を踏まえ、今後 ・ そのために、協議会等の開催や協同でのパトロールを継続していく。

事務事業名 産業廃棄物処理施設整備資金費

事業開始年度: | 事業終了予定年度 | H13

根拠法令 石川県環境総合計画 •計画等

織 廃棄物対策課 | 職・氏名 課長補佐 道下博之 者 電話番号 076 -225 - 1472 内線 4248

事業の背景・目的

産業廃棄物処理施設を整備するための投資経費が、廃棄物処理法の規制強化に伴い高額になり、 施設を設置する意欲はあっても資金の調達がままならず、断念せざるを得ない事業者に対し、県とし て、融資制度を拡充し、廃棄物を適正に処理する施設の整備を積極的に誘導することにより、生活環境 の保全を図っていく。

事業の概要

石川県産業廃棄物処理施設整備資金融資制度

対象事業

廃棄物処理法施行令第7条の2に規定する産業廃棄物処理施設整備事業 (最終処分場、焼却施設に限る)

- ② 融資限度額の上限及び融資割合
- 融資割合 90%以內 融資限度額:最終処分場 5億 焼却施設 1億 ③ 金 利
 - 融資利率 1.60%(市中金利の変動にあわせ随時見直す。長期プライムレート -0.2%
- ④ 融資期間

10年以内(内据置期間2年以内)

- ⑤ 融資対象事業者
 - •中小企業者(中小企業基本法第2条)
 - ・事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合(中小企業団体の組織に 関する法律第3条)
- ⑥ 利子補給率等
 - 長期プライムレート 1.8% •公定歩合 0.3%
 - •利子補給率 0.7%(公定歩合+事務費(0.4%))
 - •協調利率 2. 1%(長期プライムレート+0.3%)
 - •預託利率 0%(県は預託金を支出しないため)
 - 協調倍率(仮にXとする)

融資利率×協調倍率-(協調倍率-1)×協調利率=預託利率

1.6 * X - (X - 1) * 2.10 = 0

X=4. 20倍(小数点第3位を四捨五入)

| | 施策・課題の状況 | | | | | | | |
|----------|--------------------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--|
| 施策循環型社会の | | | 循環型社会の | の形成 | | 評価 | В | |
| | 課題 適正な処分及び不適正処理の防止 | | | | | | | |
| | | 指標不適正処理指導件数 | | | | | 件 | |
| | | 目標値現状値 | | | | | | |
| | | 平成22年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | |
| | | 150 | 180 | 165 | 179 | 117 | 113 | |

目標値:平成23年度以降もさらなる減少に向け努力

| 事業費 | | | | | | | |
|---------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--|
| (単位:千円) | | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | |
| 車業弗 | 予算 | 587 | 782 | 454 | 467 | 431 | |
| 尹未其 | 決算 | 307 | 208 | 93 | 51 | 15 | |
| 一般 | 予算 | 587 | 782 | 454 | 467 | 431 | |
| 財源 | 決算 | 307 | 208 | 93 | 51 | 15 | |
| 事業費 | 學累計 | 1,997 | 2,205 | 2,298 | 2,349 | 2,364 | |

| 一般 | 予算 | | 587 | 782 | 454 | 467 | ۷ | | | |
|-----|-----|----|------|-------|--------|-------|-----|--|--|--|
| け源 | 決算 | | 307 | 208 | 93 | 51 | | | | |
| 事業費 | 費累計 | 1 | ,997 | 2,205 | 2,298 | 2,349 | 2,3 | | | |
| 評価 | | | | | | | | | | |
| 項 | 目 | 評価 | | 方 | E記の評価の |)理由 | | | | |

事業の有効性

(費用対効果 の観点も含 め、この事業が 課題解決に役 立ったか)

産業廃棄物処理施設の整備は、計画段階から設置に至る まで、長い期間を要することや地域住民の理解が得られにく いことから、整備そのものが少なく、これまでの融資実績は1 () 件に止まっている。

しかしながら融資を活用して整備された当該産業廃棄物処 理施設は、今もなお、本県の主たる産業廃棄物最終処分場 (管理型)であり、地域における貢献は大きい。

今後の方向性

どのように取り 組ま(のか)

(県民ニーズ、 繁急性、県関 与のあり方等 を踏まえ、今後 本式 を踏まえ、今後 本式 産業廃棄物の適正処理を推進するためには、産業廃棄物 処理施設の確保は不可欠である。現在ある施設には限界が あることから、制度の維持は欠かせない。